

福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 27 号

福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則（平成28年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第132条中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。